平成３０年第５回天塩町農業委員会総会議事録

<table>
<tr><td>招 集 年 月 日</td><td colspan="3">平成３０年８月２８日（火）</td></tr>
<tr><td>招 集 場 所</td><td colspan="3">天塩町役場　３階委員会室</td></tr>
<tr><td rowspan="4">開 閉 日 時
及 び 宣 告</td><td>開　　会</td><td colspan="2">平成３０年８月２８日（火）　午前１０時００分</td></tr>
<tr><td>議　　長</td><td colspan="2">会長　宍　戸　栄　一</td></tr>
<tr><td>閉　　会</td><td colspan="2">平成３０年８月２８日（火）　午前１０時１０分</td></tr>
<tr><td>議　　長</td><td colspan="2">会長　宍　戸　栄　一</td></tr>
<tr><td rowspan="17">応召招集委員
及び出席委員
並びに欠席委員

出席　　９名
欠席　　２名

（凡例）
○　出席
●　欠席</td><td>議席番号</td><td>氏　　名</td><td>出欠別</td></tr>
<tr><td>1</td><td>谷　村　敏　彦</td><td>○</td></tr>
<tr><td>2</td><td>佐　藤　博　幸</td><td>○</td></tr>
<tr><td>3</td><td>臺　川　幸　弘</td><td>●</td></tr>
<tr><td>4</td><td>満　保　　　豊</td><td>○</td></tr>
<tr><td>5</td><td>伊　藤　淳　一</td><td>○</td></tr>
<tr><td>6</td><td>湯　澤　敏　孝</td><td>○</td></tr>
<tr><td>7</td><td>山　下　雅　博</td><td>●</td></tr>
<tr><td>8</td><td>奥　山　　　稔</td><td>○</td></tr>
<tr><td>9</td><td>高　橋　一　博</td><td>○</td></tr>
<tr><td>１０</td><td>安　川　和　範</td><td>○</td></tr>
<tr><td>１１</td><td>宍　戸　栄　一</td><td>○</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">議事録署名委員</td><td colspan="2">議席番号　４番　満　保　　豊
　　　　　６番　湯　澤　敏　孝</td></tr>
<tr><td colspan="2">職務のため議場に出席した者の職氏名</td><td colspan="2">事 務 局 長　青　野　朋　之
事務局次長　中　西　卓　也
総 務 係 長　井　上　　剛
総務係主査　藤　原　　諒</td></tr>
</table>

平成３０年度第５回天塩町農業委員会総会

議　長　　ただ今の出席委員は８名であります。
定数に達しておりますので、ただいまから平成30年度第5回天塩町農業委員会総会を開催します。

議　長　　これから本日の会議を開きます。
はじめに、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、議長において、4番　満保　豊君、6番　湯澤　敏孝君を指名します。
次に、会期決定の件を議題といたします。本総会の会期は本日一日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

全　員　　異議なし。

議　長　　異議なしと認めます。
従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。

議　長　　それでは議事に入りたいと思います。
議案第1号「農地パトロールの実施について」を議題とします。
事務局より内容の説明を求めます。

事務局　　ただいま議題となりました議案第1号「農地パトロールの実施について」ご説明申しあげます。

2ページをご覧ください。平成30年度農地パトロールの実施についてと言うことで、案内文を載せております。日程につきましては、先月の農業委員会総会にてお示ししておりましたが、日程変更棟がありませんでしたので3ページのとおり決定しました。農地パトロール当日はそれぞれ担当地区の日時、場所に集合頂ますようよろしくお願いいたします。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。
(伊藤委員入室)

議　長　　ただいま、事務局より説明のありました「農地パトロールの実施について」の質疑を行います。

全　員　　ありません。

議　長　　質問なしと認めます。

議　長　　お諮りいたします。本案は原案のとおり実施することにご異議ありませんか。

全　員　　異議なし。

議　長　　異議なしと認めます。本件は原案のとおり実施することと致します。

議　長　　次に議案第 2 号「天塩町農地パトロール（利用状況調査）実施要領の制定について」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局　　ただいま議題となりました議案第 2 号「農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）の制定について」ご説明申しあげます。

5 ページをご覧ください。

農地パトロール（利用状況調査）の実施にあたっては、北海道農業会議より実施要領を定めた上で実施するように指導がなされているところで、天塩町農業委員会においても実施要領を定め運用しようとするものです。

それでは天塩町農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）をご覧ください。

第 1 条におきましては、農地パトロールに係る趣旨が定められております。

第 2 条におきましては、農地パトロールの実施時期について定められております。

第 3 条におきましては、実施の対象及び内容について定められております。

第 4 条におきましては、趣旨の徹底について定められております。

第 5 条におきましては、事前準備について定められております。

第 6 条におきましては、調査結果の整理等について定められております。

第 7 条におきましては、広報について定められております。

第 8 条におきましては、連絡・調整について定められております。

第 9 条におきましては、その他について定められております。

附則といたしまして、この要領は平成 30 年 9 月 1 日より施行することが書かれております。

要領の内容につきましては、既に農地パトロールにおきまして行ってきている内容を要領化したものであります。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議　長　　ただいま、事務局より説明のありました「天塩町農地パトロール（利用状況調査）実施要領の制定について」の質疑を行います。

谷村委員　この要領は、上部組織から要領例などが示されて、それに基づいて、天塩町版に落とし込んだ要領なのか。

事務局　そのとおりです。

谷村委員　分かりました。

議　長　他にありませんか。

全　員　ありません。

議　長　質問なしと認めます。

議　長　お諮りいたします。本案は原案のとおり制定することにご異議ありませんか。

全　員　異議なし。

議　長　異議なしと認めます。本件は原案のとおり制定することと致します。

議　長　次に議案第 3 号「天塩町遊休農地等の利用意向調査等の手続き規程の制定について」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局　ただいま議題となりました議案第 3 号「天塩町遊休農地等の利用意向調査等の手続規程（案）の制定について」ご説明申しあげます。

8ページをご覧ください。

本件につきましては先ほど議案第 2 号において農地パトロール（利用状況調査）についての実施要領を制定したものですが、議案第 3 号では、遊休農地等が発見された際に行う、利用意向調査について手続き規程を定めようとするものです。

本件につきましても、北海道農業会議より規定等を定めた上で実施するように指導がなされているところで、天塩町農業委員会においても手続き規程を定め運用しようとするものです。

それでは天塩町遊休農地等の利用意向調査等の手続き規程の制定につきましてご説明申し上げます。

1におきましては、調査方針が定められております。

2.におきましては、調査対象が定められております。また遊休農地についての定義を定めております。

3におきましては、調査方法について定められております。

4におきましては、調査内容について定められております。

5におきましては、利用意向調査の結果に基づく利用関係の調整について定められております。

6におきましては、調査内容の記録と報告・公表について定められております。

事務局　7におきましては、農地中間管理権の取得に関する協議の勧告について定められております。
8におきましては、所有者が分からない場合の対応について定められております。

内容につきましては、1から7につきましては、今までの利用意向調査で行ってきたところですが、8につきましては、本年5月に農地法及び農業経営基盤強化促進法が改正され、所有者等がわからない場合の対応が定められましたので、新たに手続きとして追加をするものです。

11ページから36ページは利用意向調査等に使用する様式となっております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議　長　ただいま、事務局より説明のありました「天塩町遊休農地等の利用意向調査等の手続き規程の制定について」の質疑を行います。
全　員　ありません。
議　長　質問なしと認めます。
議　長　お諮りいたします。本案は原案のとおり制定することにご異議ありませんか。
全　員　異議なし。
議　長　異議なしと認めます。本件は原案のとおり制定することと致します。

議　長　以上で本総会に付された案件はすべて終了しました。
お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

全　員　異議なし。
議　長　異議なしと認めます。
以上をもちまして平成30年度第5回天塩町農業委員会総会を閉会といたします。

平成３０年　８月２８日
署名委員
（　４番）　満保　　豊　　㊞
（　６番）　湯澤　敏孝　　㊞